

2021年CAPに関し、各加盟国の暫定配分を次表に示す。表に示されているように、最大のCAP受給国はフランス(17.1%)であり、次いでスペイン(11.9%)、ドイツ(11.2%)、イタリア(10.0%)の順となっている。EAGFの受給も同じく、フランス(18.8%)、スペイン(12.9%)、ドイツ(11.9%)、イタリア(9.6%)が上位を占める。新規加盟国(EU-13⁷)がEAGF支出に占める割合は比較的小さい(25.1%)が、農業施設の近代化や農村振興が優先されることに伴い、EAFRDのシェア(36.0%)は大きくなる。なお、EAFRDの受給上位国はフランス(12.1%)とイタリア(11.1%)であり、ポーランド(10.9%)、ドイツ(9.0%)が続く。

表 II-1-6 2021年CAPに係る各加盟国の暫定配分

(百万ユーロ)

	EAGF (2021-2027年)	EAFRD (MFF) (2021-2027年)	EAFRD (NGEU) (2021-2022年)	合計	割合
ベルギー	3,467.4	597.9	48.2	4,113.5	1.1%
ブルガリア	5,853.6	2,037.6	201.9	8,093.1	2.1%
チェコ	6,034.2	1,871.7	185.5	8,091.4	2.1%
デンマーク	6,038.6	548.3	54.3	6,641.2	1.7%
ドイツ	34,706.4	7,888.2	709.6	43,304.2	11.2%
エストニア	1,354.1	635.6	63.0	2,052.7	0.5%
アイルランド	8,304.4	2,250.4	189.7	10,744.5	2.8%
ギリシャ	14,970.5	4,021.9	365.3	19,357.7	5.0%
スペイン	37,422.3	7,801.7	717.7	45,941.7	11.9%
フランス	54,815.1	10,539.0	866.8	66,220.9	17.1%
クロアチア	2,610.5	2,146.9	201.7	4,959.1	1.3%
イタリア	27,945.2	9,748.1	910.6	38,603.9	10.0%
キプロス	366.0	171.7	11.5	549.2	0.1%
ラトビア	2,409.5	848.5	84.1	3,342.1	0.9%
リトアニア	4,058.6	1,411.7	139.9	5,610.2	1.5%
ルクセンブルグ	229.4	88.9	8.8	327.1	0.1%
ハンガリー	8,928.0	3,010.3	298.3	12,236.6	3.2%
マルタ	32.3	144.3	8.8	185.4	0.0%
オランダ	5,023.7	529.1	52.4	5,605.2	1.4%
オーストリア	4,845.5	3,755.2	344.4	8,945.1	2.3%
ポーランド	21,682.1	9,532.1	944.7	32,158.9	8.3%
ポルトガル	5,468.1	3,903.4	353.5	9,725.0	2.5%
ルーマニア	13,991.9	6,983.3	692.1	21,667.3	5.6%
スロベニア	959.2	795.6	73.3	1,828.1	0.5%
スロヴァキア	2,847.5	1,870.9	163.2	4,881.6	1.3%
フィンランド	3,636.8	2,560.3	209.3	6,406.4	1.7%
スウェーデン	4,807.0	1,530.1	151.6	6,488.7	1.7%
その他	8,280.6	218.6	20.2	8,519.4	2.2%
合計	291,088.7	87,441.3	8,070.5	386,600.5	100.0%

(出所)欧州委員会ウェブサイトからみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

⁷ 2004年以降の新規加盟国13か国。ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア

表 II-1-7 欧州農業保証基金（EAGF）（2021-2027年）の各加盟国の暫定配分

（百万ユーロ）

暦年 予算年	2020 2021	2021 2022	2022 2023	2023 2024	2024 2025	2025 2026	2026 2027	2020-2026 2021-2027	割合
ベルギー	495.3	495.3	495.3	495.3	495.3	495.3	495.3	3,467.4	1.2%
ブルガリア	810.3	819.0	827.6	836.2	844.9	853.5	862.1	5,853.6	2.0%
チェコ	862.0	862.0	862.0	862.0	862.0	862.0	862.0	6,034.0	2.1%
デンマーク	862.7	862.7	862.7	862.7	862.7	862.7	862.7	6,038.6	2.1%
ドイツ	4,958.1	4,958.1	4,958.1	4,958.1	4,958.1	4,958.1	4,958.1	34,706.4	11.9%
エストニア	166.0	190.9	193.7	196.6	199.4	202.3	205.2	1,354.1	0.5%
アイルランド	1,186.3	1,186.3	1,186.3	1,186.3	1,186.3	1,186.3	1,186.3	8,304.4	2.9%
ギリシャ	2,138.5	2,139.4	2,138.5	2,138.5	2,138.5	2,138.5	2,138.5	14,970.5	5.1%
スペイン	5,322.7	5,340.4	5,337.3	5,344.6	5,351.9	5,359.2	5,366.5	37,422.3	12.9%
フランス	7,829.2	7,840.0	7,829.2	7,829.2	7,829.2	7,829.2	7,829.2	54,815.1	18.8%
クロアチア	318.4	356.7	387.1	387.1	387.1	387.1	387.1	2,610.5	0.9%
イタリア	3,992.2	3,992.2	3,992.2	3,992.2	3,992.2	3,992.2	3,992.2	27,945.2	9.6%
キプロス	52.3	52.3	52.3	52.3	52.3	52.3	52.3	366.0	0.1%
ラトビア	296.9	339.4	344.5	349.6	345.6	359.7	364.8	2,409.5	0.8%
リトアニア	507.0	570.6	579.1	587.7	596.2	604.8	613.3	4,058.6	1.4%
ルクセンブルグ	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	229.4	0.1%
ハンガリー	1,275.4	1,275.4	1,275.4	1,275.4	1,275.4	1,275.4	1,275.4	8,928.0	3.1%
マルタ	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	32.3	0.0%
オランダ	717.7	717.7	717.7	717.7	717.7	717.7	717.7	5,023.7	1.7%
オーストリア	692.2	692.2	692.2	692.2	692.2	692.2	692.2	4,845.5	1.7%
ポーランド	3,003.9	3,035.1	3,066.3	3,097.4	3,128.6	3,159.8	3,191.0	21,682.1	7.4%
ポルトガル	754.2	767.1	771.8	780.6	789.4	798.1	806.9	5,468.1	1.9%
ルーマニア	1,916.2	1,943.7	1,971.3	1,998.8	2,026.4	2,054.0	2,081.5	13,891.9	4.8%
スロベニア	137.0	137.0	137.0	137.0	137.0	137.0	137.0	959.2	0.3%
スロヴァキア	392.2	397.1	401.9	406.8	411.6	416.5	421.4	2,847.5	1.0%
フィンランド	514.1	515.9	517.7	519.5	521.4	523.2	525.0	3,636.8	1.2%
スウェーデン	686.0	686.3	686.5	686.7	686.9	687.2	687.4	4,807.0	1.7%
その他	1,000.1	1,046.8	1,196.8	1,221.0	1,246.4	1,271.0	1,298.5	8,280.6	2.8%
合計	40,924.4	41,256.9	41,517.9	41,648.9	41,781.1	41,912.6	42,046.9	291,088.7	100.0%

(出所)欧州委員会ウェブサイトからみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

表 II-1-8 欧州農業農村振興基金（EAFRD）（2021-2027年）の各加盟国の暫定配分
（百万ユーロ）

暦年 予算年	2020 2021	2021 2022	2022 2023	2023 2024	2024 2025	2025 2026	2026 2027	2020-2026 2021-2027	割合
ベルギー	101.1	82.8	82.8	82.8	82.8	82.8	82.8	597.9	0.7%
ブルガリア	344.6	282.2	282.2	282.2	282.2	282.2	282.2	2,037.6	2.3%
チェコ	316.5	259.2	259.2	259.2	259.2	259.2	259.2	1,871.7	2.1%
デンマーク	92.7	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	548.3	0.6%
ドイツ	1,334.0	1,092.4	1,092.4	1,092.4	1,092.4	1,092.4	1,092.4	7,888.2	9.0%
エストニア	107.5	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0	635.6	0.7%
アイルランド	380.6	311.6	311.6	311.6	311.6	311.6	311.6	2,250.4	2.6%
ギリシャ	680.2	557.0	557.0	557.0	557.0	557.0	557.0	4,021.9	4.6%
スペイン	1,319.4	1,080.4	1,080.4	1,080.4	1,080.4	1,080.4	1,080.4	7,801.7	8.9%
フランス	1,782.3	1,459.4	1,459.4	1,459.4	1,459.4	1,459.4	1,459.4	10,539.0	12.1%
クロアチア	363.1	297.3	297.3	297.3	297.3	297.3	297.3	2,146.9	2.5%
イタリア	1,648.6	1,349.9	1,349.9	1,349.9	1,349.9	1,349.9	1,349.9	9,748.1	11.1%
キプロス	29.0	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	171.7	0.2%
ラトビア	143.5	117.5	117.5	117.5	117.5	117.5	117.5	848.5	1.0%
リトアニア	238.7	195.5	195.5	195.5	195.5	195.5	195.5	1,411.7	1.6%
ルクセンブルグ	15.0	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	88.9	0.1%
ハンガリー	509.1	416.9	416.9	416.9	416.9	416.9	416.9	3,010.3	3.4%
マルタ	24.4	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	144.3	0.2%
オランダ	89.5	73.3	73.3	73.3	73.3	73.3	73.3	529.1	0.6%
オーストリア	635.1	520.0	520.0	520.0	520.0	520.0	520.0	3,755.2	4.3%
ポーランド	1,612.0	1,320.0	1,320.0	1,320.0	1,320.0	1,320.0	1,320.0	9,532.1	10.9%
ポルトガル	660.1	540.6	540.6	540.6	540.6	540.6	540.6	3,903.4	4.5%
ルーマニア	1,181.0	967.0	967.0	967.0	967.0	967.0	967.0	6,983.3	8.0%
スロベニア	134.5	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	110.2	795.6	0.9%
スロヴァキア	316.4	259.1	259.1	259.1	259.1	259.1	259.1	1,870.9	2.1%
フィンランド	433.0	354.5	354.5	354.5	354.5	354.5	354.5	2,560.3	2.9%
スウェーデン	258.8	211.9	211.9	211.9	211.9	211.9	211.9	1,530.1	1.7%
その他	37.0	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3	218.6	0.2%
合計	14,787.9	12,108.9	12,108.9	12,108.9	12,108.9	12,108.9	12,108.9	87,441.3	100.0%

（出所）欧州委員会ウェブサイトからみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

⑤ CAP 戦略計画における各加盟国予算の特徴

2021年CAPでは各加盟国の裁量が大きくなったことが主要な変更点である。その裁量はCAP戦略計画において反映され、気候と環境に最大の価値を付加することが要求されているが、本項では、実際にCAP戦略計画における国別予算概要を比較して主要3か国のEUにおける位置付けを概観する。

表 II-1-11 直接支払いから農村振興への予算移転

	直接支払予算			農村振興予算	
	移転前	農村振興への移転	移転割合	移転後	移転/予算 (移転後)
	a	b	b/a	c	b/c
オランダ	3,586,912	608,940	17.0%	1,082,999	56.2%
デンマーク	4,311,836	193,170	4.5%	652,889	29.6%
ベルギー (フランドル)	1,146,496	100,892	8.8%	339,725	29.7%
ドイツ	24,578,477	2,384,112	9.7%	8,239,167	28.9%
フランス	36,425,003	2,194,242	6.0%	10,039,187	21.9%
ギリシャ	10,378,280	756,664	7.3%	3,635,970	20.8%
ラトビア	1,791,904	74,319	4.1%	687,045	10.8%
チェコ	4,274,736	106,868	2.5%	1,410,647	7.6%
イタリア	18,142,646	505,141	2.8%	7,260,148	7.0%
ルーマニア	9,982,628	199,479	2.0%	5,034,728	4.0%
スロバキア	2,048,213	20,000	1.0%	1,316,912	1.5%
ブルガリア	4,119,880	0	0.0%	1,411,630	0.0%

(注) 予算移転額は直接支払側から見たもの

(出所) CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤 (2023)⁸より転載

表 III-1-11 は直接支払いから農村振興への予算移転について示している⁹。直接支払いから農村振興への移転については、農村振興の 2 割以上を直接支払いからの予算移転で賄う国は 6 か国あり、ドイツ (28.9%) 及びフランス (21.9%) も含まれる。

表 II-1-12 農村振興から直接支払いへの予算移転

	農村振興予算			直接支払予算	
	移転前	直接支払いへの移転	移転割合	移転後	移転/予算 (移転後)
	a	b	b/a	c	b/c
ルクセンブルク	61,533	684	1.1%	163,739	0.4%
クロアチア	1,486,537	28,458	1.9%	1,873,851	1.5%
ポルトガル	2,702,753	424,920	15.7%	3,486,264	12.2%
マルタ	99,922	20,634	20.7%	42,955	48.0%
ハンガリー	2,084,346	449,199	21.6%	6,632,795	6.8%
ポーランド	6,600,008	1,899,422	28.8%	17,326,740	11.0%

(注) 予算移転額は農村振興側から見たもの

(出所) CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤 (2023) エラー! ブックマークが定義されていません。より転載

次に、表 III-1-12 にて農村振興から直接支払いへの予算移転を示す。農村振興の 2 割以上を直接支払いへ移転する国は 3 か国あり、ポーランドがここに含まれる。同国は農村振興から直接支払いへ 28.8%の大規模な予算移転を行っている。

⁸ 平澤明彦 (2023)、「CAP 戦略計画の国別予算概要～実施規則付属文書の掲載データによる～」、第 3 回 EU 食産業の戦略的海外展開支援事業に関する検討委員会参考資料、2023 年 2 月 16 日

⁹ 直接支払いからの移転額と農村振興からの移転額が欧州委員会の公開資料によって異なる点に留意

表 II-1-13 新旧直接支払いの予算構成

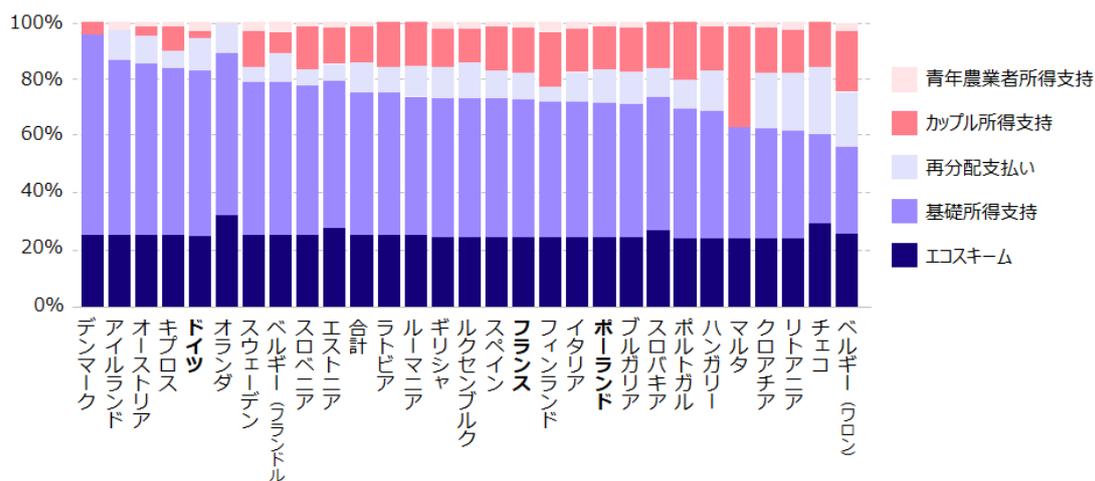
2013年CAP (2015年～2020年)	構成比	2021年CAP (2023年～2027年)		変化 ポイント
			構成比	
基礎支払い・単一面積支払い	53.7%	基礎所得支持	49.9%	-3.8% p
グリーンング支払い	29.9%	エコスキーム	25.3%	-4.6% p
カップル支払い	10.8%	カップル所得支持	12.3%	1.5% p
再分配支払い	4.2%	再分配支払い	10.7%	6.5% p
青年農業者支払い	1.2%	青年農業者所得支持	1.8%	0.6% p
自然制約地域支払い	0.0%	(廃止)		
合計	100.0%	直接支払合計	100.0%	

(注) 2021年CAPの「基礎所得支持」は直接支払いの合計から他の各種支払いを差し引いて算出
2013年CAPの実績における小規模農業者支払いは、各種支払いに比例的に配付

(出所)CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤(2023)エラー! ブックマークが定義されていません。より転載

表 III-1-13 は、2013年CAPと2021年CAPを比較し、新旧直接支払いの予算構成の比率を示している。規則の改正に応じた変化が中心であり、エコスキームは25%以上、再分配所得支持は10%以上、青年農業者所得支持は農村振興と合わせて2%となっている。一方、カップル所得支持が増加し、基礎所得支持は減少した。

なお、2021年CAP改革により、2013年CAPでは3割を占めていたグリーンング支払いがエコスキームでは25%と減少している。再分配所得支持は、原則10%となるのが義務化されたため、6.5ポイント上昇している。青年農業者所得支持は、ある程度増えると想定されていたが、公定の2%に近い水準となっている。その結果、全体の調整のために基礎所得支持が4ポイント近く減少し、全体の半分まで減少しているが、概ね法律で想定された範囲内の変化である。



(注)「基礎所得支持」は直接支払合計からほかの各種支払いを差し引いて算出

図 II-1-4 直接支払いの予算構成 (国別)

(出所)CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤(2023)エラー! ブックマークが定義されていません。より転載

次に直接支払いの予算構成を国別に概観する（図 III-1-4）。カップル所得支持と再分配支払いは加盟国間での差が大きく、基礎所得支持の割合に影響を与えている。再分配支払いが原則の 10%を下回る国は 8 か国あり、うち 2 か国（デンマーク及びマルタ）は 0%となっているが、これらの国は別的手段により中小農家への配分を実施している。

エコスキームが 25%を上回る国は、オランダ、エストニア、スロバキア、チェコの 4 か国である。フランス及びポーランドは、概ね平均的な取り組みを実施している。ドイツは、カップル所得支持が殆ど存在しない点が特徴的であるが、2013 年 CAP ではカップル所得支払いを導入していなかった¹⁰ので、当時の内容とは大きく異なっている。他方、他の加盟国と比較してもカップル所得支持の比率は非常に小さく、基礎所得支持の比率が大きい点もドイツの特徴である。

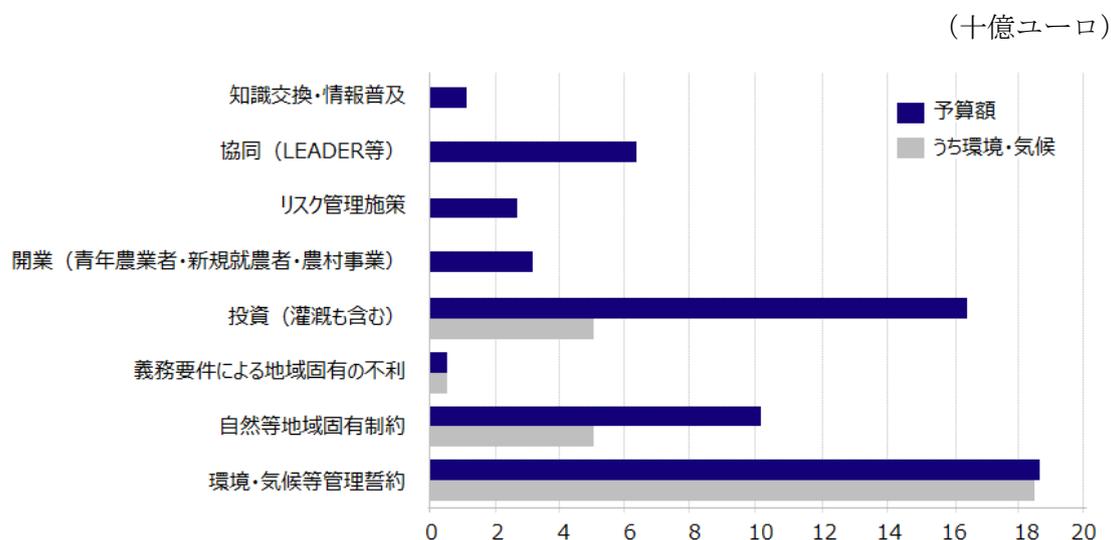


図 II-1-5 農村振興政策の施策別予算額

(出所) CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤 (2023) エラー! ブックマークが定義されていません。転載

農村振興政策の施策別予算額（図 III-1-5）では、各施策における環境・気候への貢献額を施策ごとに比較している。ここでは、環境・気候等管理誓約が最も多いが、投資（灌漑も含む）や自然等地域固有制約¹¹も多くなっている。なお、投資は 3 分の 1 程度が環境・気候関係となっており、投資全体に占める割合は大きい。

¹⁰ 農林水産省 (2015) 「第 I 部 CAP における価格支持制度及びカップル支払いの変更点」、『平成 26 年度海外農業・貿易事情調査分析事業 (欧州) 報告書』、2015 年 3 月

¹¹ 条件不利地に相当

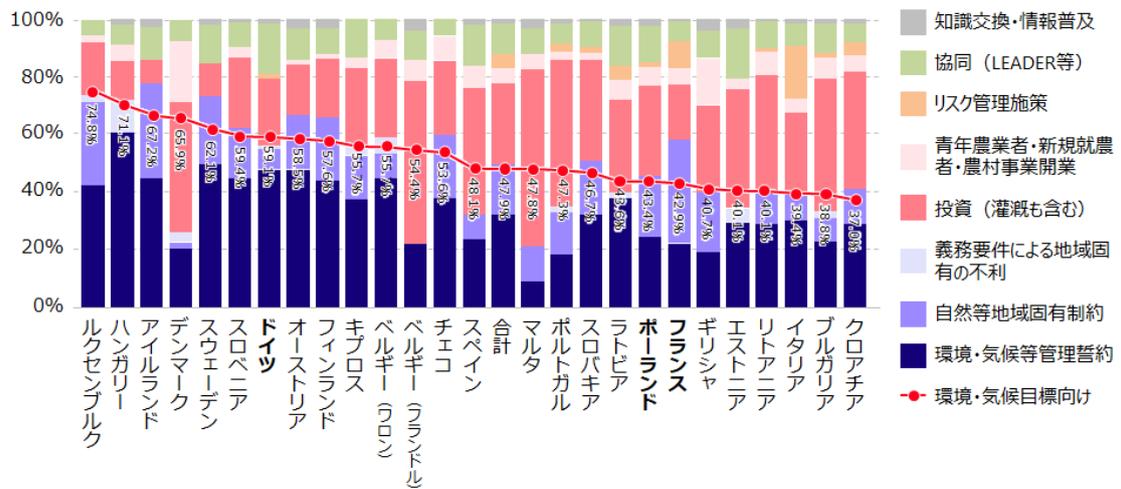


図 II-1-6 農村振興政策の国別予算内訳

(出所)CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤(2023)エラー! ブックマークが定義されていません。転載

次に農村振興政策の国別予算内訳（図 III-1-6）だが、環境・気候目標向けの予算は、国によって 37%から 75%まで幅がある。農村振興政策の国別予算内訳を、環境・気候向けの予算配分の高い順に並べた場合、低い側の 3 分の 1 にフランスとポーランドが位置付けられ、高い側の 3 分の 1 にドイツが位置しており、前者と後者には大きな開きがある。図 III-1-4 の直接支払いの予算構成においても、ドイツはフランス及びポーランドとは離れて位置していたが、農村振興においても同様である。したがって、3 か国の予算構成ではフランスとポーランドに類似する点がドイツよりも多いといえる。

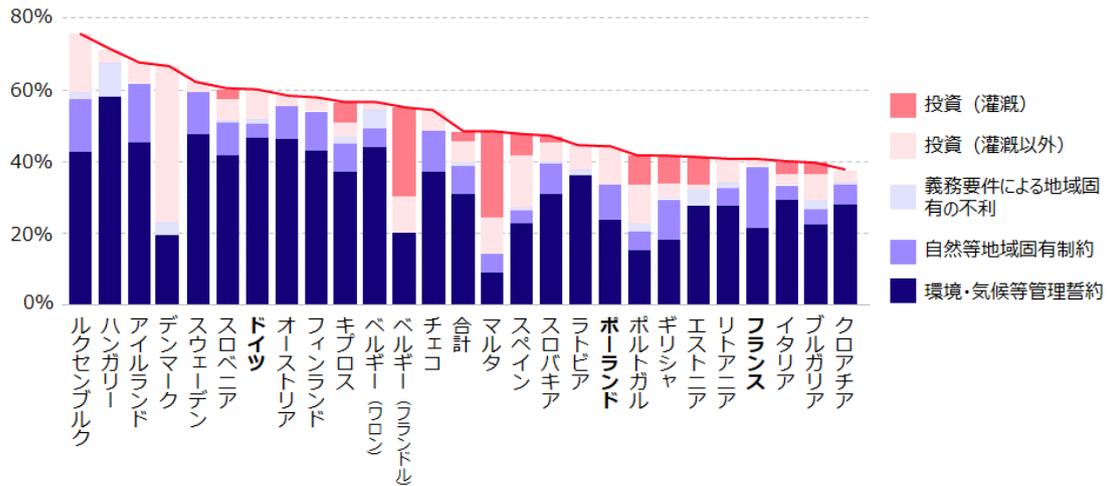


図 II-1-7 農村振興政策予算のうち環境・気候貢献の内訳

(出所)CAP 戦略計画の国別予算概要、平澤(2023)エラー! ブックマークが定義されていません。転載

図 III-1-7 は農村振興政策予算のうち環境・気候貢献の内訳の違いを示している。主要3か国の比較では、フランスは投資及び自然等地域固有制約¹¹の比率が大きい。他方、ドイツは環境・気候等管理制約の比率が大きく、リスク管理施策等、他の施策の割合が小さい傾向にある。ポーランドは3か国の中では投資の比率が多くなっている。

環境・気候分野への貢献については、農村振興の35%以上を割り当てることが想定されていたが、実際に最も少ない国でも予算比率が37~38%となっており、当初の目標を達成している。最も比率が大きい加盟国では75%程度となっており、これらの国では目標値の2倍以上を達成していることになる。内訳を見ると、環境・気候等管理誓約の比率が大きいが、デンマークのように投資等、他の項目で貢献している国もある。

⑥ 各加盟国の裁量

2021年CAPでは2013年CAPと比較して、加盟国の裁量が大きくなったことが主要な改善点の一つであると言える。

加盟国は、各国特有の状況に適した方法でシステムを実施するための大きな裁量を有する。この裁量は、CAP戦略計画において反映され、気候と環境に最大の価値を付加することが求められる。

直接支払い、又は農村振興政策のうち、「環境・気候等管理誓約」、「自然等地域固有制約」、若しくは「義務的要件による地域固有の不利」のいずれかを受給する際には、GAEC基準及びSMRsを遵守する必要がある。SMRsはCAP戦略計画規則で定められているが、GAECはCAP戦略計画規則附属書IIIに基づき、各加盟国が国又は地域ごとに最低要件を定めるものである。

また、直接支払いの予算割当はCAP戦略計画規則によって規定されているが、単価等は営農環境等を踏まえて各国が規定している。特に、エコスキームに関しては各国の裁量が大きく、加盟国によってスキーム内容だけではなく支払い方法も異なる。各国の直接支払いに関する概要は以下のとおり。

表 II-1-2 2021年CAPの直接支払いの概要

2021年CAP				資金源	実施義務	予算割当義務	コンディショナリティ*
直接支払い (第16条)	デカプル支払い (第20条～第31条)	持続性のための基礎所得支持 (第21条～第28条)	基礎的所得支持 (第21条～第27条)	EAGF	義務	規定なし (他の目的別所得支持の残り)	○
			小規模農業者一括支払い (第28条)		任意	規定なし ※単価に上限あり。	○ (例外あり)
		持続性のための補完的所得支持 (第29条～第30条)	補完的所得再分配支持 (第29条)		義務	直接支払いの10%以上	○
			補完的若年農業者所得支持 (第30条)		任意	規定なし	○
		気候、環境、動物福祉のためのスキーム (第31条)	エコスキーム (第31条)		義務	直接支払いの25%以上	○
	カップル支払い (第32条～41条)	カップル所得支持 (第32条～第35条)	カップル所得支持 (第32条～第35条)		任意	直接支払いの13%以下	○

(出所)CAP 戦略計画規則を基にみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

表 II-1-3 2021 年 CAP の直接支払いの単価設定

CAP 戦略規則		加盟国の裁量で規定 ※ただし、単価は 2023 年の計画支払単価（推計値）を使用。		
直接支払い	項目	フランス	ドイツ	ポーランド
基礎的所得支持 (第 21 条～第 27 条)	【予算割合】	約 48%	約 60%	約 47%
	【支払単価】	127 ユーロ/ha (2024 年)→131 ユーロ/ha (2028 年)※ ※本土のみの値。コルシカ島では 2015 年に一律単価が導入	約 157 ユーロ/ha	約 115 ユーロ/ha
	【高額受給の減額措置】	なし。 ただし、2025 年に 1000 ユーロ/ha の上限導入予定。最低額は目標値（2026 年の平均想定単価：130 ユーロ/ha）の 85%に設定予定。 高額受給者の比率が小さい点、受給額の公正については、再分配支払いで効果を期待。	なし	なし
	【支払方式】	地域方式（本土とコルシカ島）。2014 年 CAP で実施された部分的平準化は 2025 年まで継続。	全国一律	全国一律
小規模農業者一括支払い (第 28 条)		採用なし	採用なし	採用なし
補完的所得再分配支持 (第 29 条)	【予算割合】	約 10%	約 12%	約 12%
	【支払単価】	適格農地 52ha までは 48 ユーロ/ha ※フランス農地の平均面積は 63ha(2020 年) であるが、既存制度との整合をとり、52ha で継続	適格農地 1～40ha：約 69 ユーロ/ha 適格農地 41～60ha：約 41 ユーロ/ha	適格農地 1～30ha 未満：約 40 ユーロ/ha 適格農地 30ha 以上～300ha 以下：約 1,170 ユーロ
補完的青年農業者所得支持 (第 30 条)	【予算割合】	約 1.7%	約 3%	約 1%
	【支払単価】	一括支払いと切り替え。 4469 ユーロ/経営体（10%増加余地あり）	134 ユーロ/ha	約 61 ユーロ/ha
	【受給上限】	なし	120ha まで	なし

エコスキーム (第 31 条)	【予算割合】	約 25%	約 23%	約 25%
	【特徴】	3 種のエコスキームから一つを選択する。 アグロエコロジー施策の場合は、農地の形態ごとに決まったエコスキームを実施。	16 州との調整を行い、7 つのメニューを決定。 複数選択可能であり、同じ農地で重複して受給することも可能。	複数選択可能であり、同じ農地で重複して受給することも可能。 カーボンファームもエコスキームとして選択可能。
	【支払単価】	認められるアプローチの達成度合いによって、2 段階の単価設定。 ・標準レベル：60/ha ・上位レベル：80/ha 有機農業を実施している場合には、110/ha が認められることもある。 上記に加え、生垣の導入をしている農家は 7/ha のボーナス補助が支給	・生物多様性の改善と生息地の保護 v1：300-1,300 ユーロ/ha ・生物多様性の改善と生息地の保護 v2：150 ユーロ/ha ・生物多様性の改善と生息地の保護 v3：150 ユーロ/ha ・生物多様性の改善と生息地の保護 v4：200-900 ユーロ/ha ・多品種栽培：45 ユーロ/ha ・アグロフォレストリーシステム：60 ユーロ/ha ・永年草地全体の拡大：115 ユーロ/ha ・永年草地における特定植物種の管理：240 ユーロ/ha ・化学合成農薬不使用：50-130 ユーロ/ha ・Natura2000：40 ユーロ/ha	・蜂蜜を生産する植物のある地域：約 269 ユーロ/ha ・カーボンファーム（ポイント制）：1 ポイント=約 22 ユーロ ・永年草地における粗放的放牧管理：約 44~122 ユーロ/ha ・永年草地における貯水：約 63 ユーロ/ha ・動物福祉（ポイント制）：1 ポイント=約 22 ユーロ
カプル所得支持 (第 32 条~第 35 条)	【予算割合】	約 15% (2014 年 CAP と同水準)	約 2%	約 15%
	【支払単価】	羊 23 ユーロ/頭 羊（新規生産者※3 年まで） 6 ユーロ/頭 山羊 15 ユーロ/頭 母牛（16 か月以上） 60 あるいは 110 ユーロ/頭 子牛 66 ユーロ/頭 豆類及び乾燥飼料用豆類、種子生産 104 ユーロ/ha 飼料用豆類（ピエモンテ地域・平野部） 149 ユーロ/ha 飼料用豆類（山間部） 149 ユーロ/ha デュラム小麦 61 ユーロ/ha デンブイモ 84 ユーロ/ha 米 133 ユーロ/ha ホップ 568 ユーロ/ha 牧草種子 44 ユーロ/ha 麻 98 ユーロ/ha プラム（加工用） 950 ユーロ/ha さくらんぼ（加工用） 590 ユーロ/ha 西洋なし（加工用） 1300 ユーロ/ha 桃（加工用） 563 ユーロ/ha 園芸農業 1588 ユーロ/ha トマト（加工用） 1210 ユーロ/ha	牛 77.92 ユーロ/頭 羊及びヤギ 34.83 ユーロ/頭	牛 約 95 ユーロ/頭 イチゴ 約 267 ユーロ/ha でんぷんイモ 約 245 ユーロ/ha 飼料作物（アルファルファ等） 約 102 ユーロ/ha 飼料穀物（エンドウ豆等） 約 198 ユーロ/ha 仔牛（24 か月以内） 約 74 ユーロ/頭 羊 約 25 ユーロ/頭 やぎ 約 11 ユーロ/頭 てんさい 約 301 ユーロ/ha ホップ 約 429 ユーロ/ha 亜麻 約 100 ユーロ/ha 産業用の麻 約 29 ユーロ/ha トマト 約 550 ユーロ/ha

(出所)CAP 戦略計画規則、各国 CAP 戦略計画を基にみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

⑦ CMO 規則の改訂

農業分野における EU 競争法の適用については、EU 機能条約 (TFEU) 第 42 条に基づき、欧州議会と EU 理事会が共同で定めることとされている。通常であれば競争法違反に抵触する農業者の一定の協調行為等について、農業の特性に配慮し、CAP の一環として共通市場機能規則 (CMO 規則) により、競争法一般のルール適用を免除している¹²。例えば、生産者組織が価格交渉をしてよい等の色々な免除規定があるが、2021 年 CAP 改革において、欧州議会と EU 理事会は CMO 規則からの新たな免除対象を採択した。

新たな免除規定は、CMO 規則第 210a 条を改正した CMO 等改正規則 (2021/2117) に含まれているものである。この条項は、EU 法や国内法で義務付けられているよりも高い基準を適用することで、持続可能性目標の達成を目的とした協定は、そのような協定から生じるいかなる競争制限も目標の達成に不可欠であることを条件として許容される、と述べている。これを受け、欧州議会と EU 理事会は、この除外規定の適用に関するガイドラインを発行するよう欧州委員会に要請した。

2022 年 2 月 28 日、委員会は証拠の要求と、利害関係者を招いたパブリックコンサルテーションを開始し、農業・食品サプライチェーンにおける持続可能性の目標を達成することを目的とした合意とこれまでの経験を共有した。

2023 年 1 月 10 日、欧州委員会は 2021 年 CAP 改革で導入された EU 競争ルールからの新たな除外事項を利用し、農業分野における持続可能性協定をどのように設計するかに関するガイドラインの草案について、すべての利害関係者にコメントを求める公開協議を開始した。

欧州連合の機能に関する EU 競争法 (EU 機能条約) 条約 (TFEU) の第 101 条 (競争制限的協定/協調的行為に関する規制) では、一般的に競争を制限する企業間の協定 (価格の上昇や数量の減少につながる競争相手間の協定等) を禁止している。他方、CMO 規則 1308/2013 の第 210a 条では、持続可能性の基準を達成するために農業分野における特定の制限的な協定が不可欠である場合には、その禁止から除外している。

ガイドライン案は、第 210a 条に沿い、農業・食品部門で活動する事業者が、共同の持続可能性イニシアティブを設計する方法を明確にすることを目的としており、以下の活動が含まれる

➤ 除外範囲の定義

除外対象は、農業生産者が自身の間で、生産、流通、輸送、又は製品の包装のための投入材を供給する企業等、農業・食品チェーンに沿って活動する他の関係者との間で締結した協定のみとする。農業生産者を含まない農業・食品サプライチェーンの事業者間のみで締結された協定は、その協定が農産物に関するものであっても、除外の恩

¹² 明田作 (2020) 「農業分野における EU の競争政策とその動向」、『農林金融』、2020 年 02 月号、pp.50-63、2020 年 1 月 31 日

恵を受けることはできない。

▶ 適格な持続可能性目標の定義

ガイドラインでは、合意によって追求できる持続可能性の目標の範囲を明確にする。これらの目的は、CMO 規則第 210a 条に規定されており、次の三つに分けることができる。①環境保護、②農薬使用量及び抗微生物薬の低減、③動物の健康及び福祉である。例えば、環境保護の目的には、土壌の生物多様性を高めたり、土壌の構成を改善したりするために、土壌を保護したり、土壌の浸食に対する耐性を向上させたりする協定が含まれることを明確にする。

▶ 持続可能性基準に関する要件の設定

除外の恩恵を受けるためには、EU 法や国内法で義務付けられている基準よりも高い持続可能性基準の採用に合意する必要がある。ガイドラインは、義務的基準と比較して、当事者が達成する必要がある最低限の改善レベルを設定していないが、この改善レベルの不可欠性の評価は、規制のレベルを考慮する必要がある。また、既存の義務的基準が存在しない場合、協定が第 210 a 条に規定された持続可能性の目的の一つを追求することを条件として、その基準を採用する持続可能性協定は除外対象とする可能性がある。

▶ 競争に不可欠な制限を特定するための評価を実施

持続可能性協定の締約国は、その協定に起因する競争の制限が、持続可能性の基準を達成するために不可欠であるかどうかを評価する必要がある。この評価には次の 4 つの要素が含まれる。

- (1)当事者が自ら持続可能性の基準を達成することを妨げる障害を特定し、協力が必要な理由を説明すること
- (2)協定の適切な種類の決定（例：価格や数量に関する合意）
- (3)競争に不可欠な制限を特定すること(例：価格に関する合意は、価格全体を固定することも、最低価格を設定することも、価格プレミアムを設定することも可能)
- (4)制限の適切なレベル（例：価格）と期間を決定すること。

▶ 事後介入の範囲の定義

ガイドラインは、競争が排除されることを防止するために必要な場合、又は TFEU 第 39 条に規定された CAP の目的が危うくなると考えられる場合には、欧州委員会と国内競争当局が持続可能性に関する協定を停止又は修正を要求する権利を有する。

欧州委員会は、ガイドライン案に対する利害関係者のコメントを慎重に分析し、2023年12月8日までにガイドラインを整備することを視野に入れて、必要な修正を行う。さらに、2023年6月には、公開協議の参加者とワークショップを開催し、草案についてさらに議論し、懸案事項に対処する予定である。

(2) その他

① ウクライナ危機への対応

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ軍事侵攻の農業部門への影響を受け、欧州委員会は2022年3月23日に国際的な食の安全保障確保のための短・中期的な対応に関する政策文書を発表した。本文書では、危機対応準備金を活用し、農業従事者への支援パッケージとして約5億ユーロを拠出することを発表した。主な支援内容は以下のとおり。

- CAPにおける農業従事者への直接支払いの前払いの増額
- CAPに基づいて設けている休耕地での食料や飼料用の穀物生産を一時的に許可。ただし、一定の環境基準の達成を受給要件とするグリーンング支払いを含めた農業従事者の直接支払いの受給額は維持
- 安全性に問題がない場合に限り、各加盟国が飼料の輸入に係る要件を一時的かつ例外的に緩和することを許可
- 豚肉部門への支援として、民間在庫補助（PSA）を発動し、市場価格の安定、底上げを図る
- ロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、両国への輸入依存への懸念から、加盟国に化石燃料、化学肥料・農薬への依存度引下げを要請（CAP戦略計画）
- 資材費高騰や輸出先の喪失により特に大きな影響を受けた農業者への支援（緊急対応準備金の発動、加盟国が2倍まで追加拠出可）
- 臨時危機枠組の設置（各国の独自助成を認める。流動性支援、資材高騰助成）

なお、危機対応準備金とは、あらかじめ財源を用意しておくことで緊急時の対応を速やかかつ円滑にするもので、2013年CAPで新設された。財源は、財政規律メカニズムの方法により直接支払いの予算を削減して義務的かつ一律に予算移転することで確保され、2022年度予算では、4億9730万ユーロが積み立てられている。欧州委員会は、欧州議会及びEU理事会に対し、支援措置の財源となる予算枠への準備金からの移行に関する提案を行い、承認されれば支援措置が適用される。

本件措置に対し、EU最大の農業生産者団体である欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会（Copa-Cogeca）は、休耕地の活用や輸入飼料に係る要件の一時的な緩和、農業従事者の所得支援となるCAPの危機対応準備金の活用といった措置を歓迎した一方、肥料関連についての短期的な措置がなかったことについて、「現在の肥料市場は歴史的な高価格と供給不足のリスクという前例のない混乱を経験しており、同市場の緊張を緩和するため

の短期的な提案が全く無いことは遺憾である」と失望感を示している¹³。

2022年12月、欧州委員会はEU農業展望会議(Agricultural Outlook Conference)において、EUの食料安全保障に関するダッシュボード¹⁴の設置を発表した¹⁵。食料供給と食料安全保障への影響の把握、及び緩和のための関連措置の決定には、市場の動向を適時にかつ透明性をもって監視することが不可欠であるとの観点から、本ダッシュボードは、天候や干ばつ、輸送費やエネルギーコスト、動物の疫病、貿易規制の可能性等、EUの食料供給と食料安全保障に影響を与える幅広い指標を提示する。特定のモニタリングセクションでは、主要な農産物の自給率、及びこれらの農産物や肥料に対するEU及びEU加盟国の輸入シェアに関するデータ、EU加盟国ごとの食品インフレ率の月次データ、家計の食品支出と所得水準の詳細も公表される。本ダッシュボードの開始は、2021年11月に採択された緊急時の食料供給と食料安全保障を確保するためのコミュニケーション計画において委員会が公約したものの一つであるが、ウクライナ侵攻と、それに続くエネルギーコストの上昇等による農産物市場への影響により、さらに重要性を増している。

本ダッシュボードは、欧州食料安全保障危機準備・対応メカニズム(EFSCM)の一部を構成している。提供される情報は、ソース内のデータの可用性に応じて定期的に更新される。2023年内にダッシュボードは自動化された視覚情報を提供できるよう改善され、年3回はEFSCMメンバーによる食料供給と食料安全保障の定性評価も含まれる予定である。

② ウクライナ危機が農業の中間投入財に与える影響

主要農産物や畜産物をほぼ自給している欧州において、現状では食料安全保障に関する懸念はないものの、ウクライナ危機により、エネルギー、家畜飼料、飼料添加物、肥料等、農業生産に不可欠な中間投入財が供給不足を引き起こしている¹⁶。

EUは無機窒素、リン酸塩、カリ栄養素の消費量のそれぞれ30%、68%、85%を輸入に依存している。また、窒素肥料の大量生産には水素を生産するための天然ガスが欠かせないが、ロシアが主要な供給国となっていた。したがって、天然ガス価格の高騰の影響により、肥料部門は減産に追い込まれ、2022年8月の肥料生産量は2017年から2020年の4か年平均を23%下回った。

こうした状況を受け、欧州委員会は、2022年11月9日、農業に必要な肥料供給不足への対応やEU肥料部門の低炭素化、国際的な食料安全保障を念頭に置いた途上国支援に関する政策文書¹⁷を発表した。本文書は、肥料供給不足が短期的な収量の減少をもたらす食料生産が減少する恐れがあるとして、肥料市場の監視と肥料供給の安定を図ることを目的とし

¹³ Press Release: The European Commission recognises the strategic role of European agriculture production in global food security. Copa-Cogeca (2022, March 23).

¹⁴ データや情報を表やグラフ等で可視化するツール

¹⁵ 欧州委員会 (2022年12月8日)

¹⁶ European Parliament, 2022b

¹⁷ COM(2022) 590 final/2

ている¹⁸。

欧州委員会が当面講じる措置としては、①2022年度の冬期において、欧州委員会文書「安全な冬のためにガスを節約する」に基づき天然ガスの配給が実施された場合、加盟国が肥料生産者へのガス供給を優先できること、②農業者や肥料製造者に対する特別財政支が挙げられる。公的機関が肥料を購入し、それらを生産者に低価格での提供も加盟国の裁量で可能となる。また、③2023年度に4.5億ユーロ相当の農業関連予備費をコスト高の影響を受ける生産者向けに支出することを検討するとした。

また、中長期的には①有機肥料の使用量が少ない地域において、廃棄物の循環利用を通して有機肥料や植物栄養材へのアクセス向上させること、②窒素肥料の原料となるアンモニア生産について、再生可能で化石燃料に依存しない水素を利用する肥料産業に転換するための支援、③再生可能で低炭素の水素生産を促進する制度環境を整備すること、④ロシアへの依存を軽減するために輸入先の多角化への支援、が含まれる。なお、④に関連し、欧州委は2022年7月に、2024年末まで窒素質肥料の原材料のアンモニアと尿素への輸入関税賦課を一時停止することを提案している。

③ ウクライナ危機がCAP戦略計画に与える影響

欧州委員会は、既に提出されている各国のCAP戦略計画案について、当初の計画を修正する必要性を含め、ウクライナ危機が影響を与える可能性を認識している。特に農業の強靱性の強化、エネルギー依存度の低減、持続可能な生産能力の拡大等を目的とした戦略計画の要素を強化する余地があるとしている。欧州委員会は、戦略計画に対する意見書が公表された後、加盟国と緊密に協力して計画を改善し、必要な変更を加えていくとしている。

特に、合成肥料への依存度を減らし、再生可能エネルギー生産を拡大する等、強靱性を強化し、持続可能な生産能力を維持・拡大していく必要性は、Farm to Fork戦略に反映された持続可能な農業の中核的要素であるとしている。そのため、欧州委員会は、持続可能なバイオガスの生産・利用促進、炭素除去、エネルギー効率の改善、アグロエコロジー的慣行と精密農業の拡大、持続可能な畜産システム、たんぱく質作物生産を通じた飼料の輸入依存の低減、モデルケースの広範な応用・知識の移転を通じた普及活動への支援を強化する。また、各加盟国の戦略計画においても、こうした分野の経済的、環境的、社会的実行可能性を念頭に置いて評価するとしている。

2022年7月27日、利用できる農地を解放しEUの穀物生産を促進することを目的として、2021年CAPにおけるGAEC7及び8の要件（輪作と休耕地に係る要件）の実施を2023年から2024年に1年延期する欧州委員会の提案（(EU)2022/1317）が承認され、翌28日に施行された。これにより、農家は2023年末までは、作物を輪作する義務及び生物多様性保

¹⁸ 石井圭一（2023）「EUにおける食料供給システムの転換—窒素肥料と植物性たんぱく源の自給をめぐる—」、『食料安保とみどり戦略を組み込んだ基本法改正—正念場を迎えた日本農政への提言—』、日本農業年報68、第9章、2023年3月2日

全のために耕地の4%を休耕地として設定する義務が免除される。ただし、とうもろこしと大豆は、通常食料ではなく動物の飼料として使用されるとして提案から除外されたが、Copa-Cogeca は、欧州委員会の提案を評価する一方で、「トウモロコシや大豆の除外措置は市場の現状を考慮しているとは言えず、農業者に対する十分なインセンティブを提供しておらず残念である」として、この除外措置に不満を表明している¹⁹。

なお、欧州委員会は、2022年の環境重点用地(EFA)に関する2013年CAPのグリーンング要件についても、すでに同様の適用除外を導入しているため、農家は休耕地での作付けが可能である。しかし、2022年は夏期の高温と乾燥により、EUの穀物生産量は思うように伸びていない。そのため、欧州の農業団体はこれらの適用除外の延長に賛成しており、欧州議会やEUの農業相も食料安全保障を保証する手段として同措置を支持しており、150万haの追加的な作付けが期待されている。

他方、欧州の環境保護団体や環境系政党は、輪作と休耕地が土壌と農場の生物多様性を保護するために不可欠であり、長期的な食料安全保障を確保する上で重要な役割を果たすことを強調し、CAPの適用除外がEUの気候変動や持続可能性への野心を削ぐとして厳しく批判している。

これに対し、欧州委員会は、GAECの措置が土壌と農場の生物多様性を保全するために重要であるとの認識を示しつつ、適用除外は一時的なものであり、世界の食料安全保障上の懸念に対処する必要性を強調している。また、欧州委員会は、ウクライナ情勢による食料安全保障上の懸念に対処するため、自国の農民を支援するためのEUの食料安全保障計画や、ウクライナの農産物輸出を支援するための連帯レーン計画等、他にも複数の政策措置を開始することを表明している。

¹⁹ Press Release: CAP conditionality derogations – A timely decision providing farmers with necessary clarity but not enough tools nor incentives. Copa-Cogeca (2022, July 27)